

受付 番号	種 目 番 号	連 絡 先	委託担当 こども青少年局放課後児童育成課 担当 八島・近藤 電話 045-671-4068
----------	------------	-------	--

設 計 書

1 委 託 名 横浜市放課後児童健全育成事業所活動場所活用支援業務委託

2 履 行 場 所 横浜市内放課後キッズクラブ（1校）等

3 履行期間 期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
 又は期限 期限 令和 年 月 日 まで

4 契約区分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項 なし

6 現 場 説 明 不要
 要 (月 日 時 分 場所)

7 委 託 概 要

別添「業務仕様書」のとおり

8 部 分 払

□す る (回以内)

■ しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容		履 行 予 定 月	数 量	単 位	単 価	金 額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む。

委 託 代 金 額		¥ _____
内 訳	業 務 価 格	¥ _____
	消費税及び地方消費税相当額	¥ _____

内 訳 書

名称	形状寸法等	数量	単位	単価 (円)	金額 (円)		摘要
支援設計・企画		一式					
実態把握・現場訪問		一式					
ヒアリング・客観的評価の作成作業		一式					
環境整備、空間活用の提案		一式					
事後サポート		一式					
研修実施		一式					
管理費		一式					
事務手数料		一式					
消費税及び地方消費税相当額							
合計							

横浜市放課後児童健全育成事業所活動場所活用支援業務委託 仕様書

1 委託件名

横浜市放課後児童健全育成事業所活動場所活用支援業務委託

2 目的

市内の放課後キッズクラブ・放課後児童クラブにおいて、要配慮児童を含めたすべての利用児童が過ごしやすい場をつくるための環境整備や空間づくりを目的とし、放課後キッズクラブ 1 クラブへの活動場所の活用支援に向けた取組をモデル実施することとする。

3 支援対象

1 クラブ

(実施する放課後キッズクラブについては決定次第連絡します)

4 委託期間

契約締結日～令和 8 年 3 月 31 日

5 業務内容

放課後キッズクラブ等を利用する、様々な特性や事情を持った児童を含め、すべての児童が安心して過ごすことができる放課後の居場所を作るため、放課後キッズクラブの現場を実際に現地確認しながら、環境の改善を図る取組を行う。

放課後の充実を図ることを目的として、放課後キッズクラブを訪問して、スタッフと意見交換を行い、配慮を要する児童の対応において環境整備等について課題を抱える放課後キッズクラブに対して、主に環境整備や空間活用等の側面からアプローチし、活動の質を上げるために必要な支援を実施する。併せて、他の課題を抱える放課後キッズクラブ等へも展開できるよう、巡回相談員は意見交換等へ参加し、併せて巡回相談員を対象とした研修を実施する。

(1) 対象クラブへの支援

対象クラブにおいて、以下の取組を行うこと。

ア 実態把握

客観的な数値評価を用い、下記 (ア) (イ) と合わせ、クラブの実態把握を行う。

(ア) 現場訪問 3 回以上

学校教室を活用し、限られた部屋での活動や児童の様子、過ごし方を確認し現状の課題点や改善点を確認する。

(イ) 放課後キッズクラブスタッフからのヒアリング 3 回以上

日頃クラブで児童対応を行うクラブのスタッフからヒアリングを行い、現場での配慮が必要な児童やその他の児童に対する課題を確認する。実施方法はオンライン実施も可とする。

(ウ) 客観的評価の作成

上記（ア）（イ）を行う際には一定の客観的評価基準（空間や安全、児童の活動、相互関係、研修状況等のスケールを設定。）をもとに評価を行うこととする。なお、客観的評価基準は最低限「SACERS」と同等のレベル以上とすることとする。

※SACERS = School-Age Care Environment Rating Scale

イ 環境整備、空間活用の提案

実態把握によって把握した課題を踏まえて、すべての児童によって過ごしやすい環境を作るための工夫や必要となる物品等について具体的に提案を行う。また、要配慮児童やその他の児童が同じ活動場所で落ち着いて快適に過ごすことができるような空間の活用方法についてプログラム実施の手法等の提案を行う。

ウ 事後サポート

実施クラブの振り返りを行い、ヒアリングを通した課題を抽出するとともに、課題に対するアドバイスを行う。

(2) 巡回相談員への情報提供・研修の実施

日頃、支援や配慮を必要とする児童への対応等について放課後キッズクラブへの助言を行っている巡回相談員に対し、要配慮児童対応に係る環境整備や空間の使い方についての研修を実施する。併せて、対象クラブのヒアリングや提案内容について情報共有、意見交換を実施し、巡回相談員が他のクラブへも提案・助言し、展開していくことができるよう、スキルアップの場とする。

※巡回相談員は放課後キッズクラブの主任経験者や障害児教育経験者である。

6 実績報告書の提出（データ）

令和8年3月31日までに、以下の報告書を委託者へ提出すること。

報告書記載内容
(ア) クラブへの現場訪問記録
(イ) クラブへのヒアリング状況
(ウ) 実施クラブの評価
(エ) 提案内容（環境整備、空間活用、物品詳細）
(オ) その他、当該事業に関すること

7 履行場所

横浜市放課後キッズクラブ（1校）等

8 委託料の支払い

委託料は、提出された実績報告書を本市が検査したのちに支払うものとする。

9 業務進行上の注意

- (1) 当該業務は、横浜市契約規則によるほか、本仕様書及び別途委託者と協議し実施すること。
- (2) 委託期間開始日から着手し、委託期間終了日までに完了しなければならない。

- (3) 受託者は、常に委託者と密接な連携を図り、効率的進行に努めなければならない。
- (4) 詳細事項、業務上重要な事項の選定及び内容に疑義を生じた場合については、あらかじめ委託者と打ち合わせを行い、その指示又は承認を受けなければならない。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、委託契約約款に従うこと。また、必要に応じて委託者との協議により決定する。
- (6) 業務の全部を再委託できないこととする。
- (7) 本業務に必要な用具等は、受託者の負担とする。